

第3号様式

兒童ホーム延長保育許可申請書

令和 年 月 日

(あて先)成田市長

申請者(保護者) 住所 成田市
氏名
電話番号

延長保育を受けたいので、次のとおり申請します。

延長保育を希望する 児童の氏名		
生 年 月 日 (学 年)	平成 年 月 日 (年生)	平成 年 月 日 (年生)
入所児童ホームの 名称	成田市	児童ホーム
延長保育を希望する 期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 末 日まで	
延長保育を希望する 時間	(該当する番号に○を付けてください。) 1 月曜日から金曜日までのうち小学校の授業が行われない日及び土曜日の 午前7時30分から午前8時まで (月額500円。ただし、8月にあっては、月額1,000円) 2 午後6時30分から午後7時まで (月額1,000円)	
延長保育を必要とする理由		

※延長保育の申請や利用について、必ず裏面をご確認ください。

【保育課処理欄】

受付日	受付者	入力	点検	備考
				☐ 当初申請 (申請日: 、区分: 、適用日:) ☐ 変更後 (適用日①: 、適用日②:) 適用日③:)

☆延長保育について☆

①申請について

延長保育許可申請は、登所時間が午前 8 時より少しでも早まる日やお迎え時間が午後 6 時 30 分より少しでも過ぎる日がある場合は、延長した時間や回数にかかわらず、必ず必要となります。

「延長保育を希望する期間」は、当月末まで、あるいはそれ以降までとして下さい。午前 8 時、午後 6 時 30 分の判断につきましては、児童ホーム入口に設置してある電波時計を使用します。

②利用について

延長保育を申請されている期間においても、保護者が就労等により児童の保育ができない場合のみ利用が可能です。通常時の児童ホームの利用と同様、保護者がお休みの日や、仕事から早く帰った場合、朝早い出勤の必要が無い場合等は延長保育の利用はできません。

※「就労証明書」に記載されている勤務日・時間と児童ホームの利用日・時間が異なる場合は、市役所から勤務先へ連絡することがありますのでご了承ください。

③その他

◆ 児童ホームは、保護者が送迎し、支援員へ児童の引渡しを行うことが原則となっていますが、通常の保育時間中に児童の送迎が間に合わない場合などには、延長保育の利用の他に「通所に関する申出書」を提出することにより、保護者の責任のもと、申請書に記載されている保護者以外の方による送迎や、児童単独で通所することも可能です（延長保育を利用しても保護者の送迎が間に合わない場合等も同様です）。ただし、退所時間の制限等もありますので、詳しくは各児童ホームまたは保育課までお問い合わせください。

◆ 閉所時間を過ぎてのお迎えが続いた場合、入所許可を取り消すことがあります。保護者の皆様には児童ホームのご利用時間について、ご留意いただきますようお願いいたします。